

教育学研究科における専修免許状の取得について

教育学研究科では、以下の通り専修免許状の課程が認定されています。

総合教育科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・保健体育・保健)
	高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民・保健体育・保健)
学校教育高度化専攻	小学校教諭専修免許状 (一種免許状取得者のみ)	
	中学校教諭専修免許状	(社会)
	高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)

専修免許状を取得するには、当該教科の一種免許状の所要資格に加えて、**大学院修士課程において開設される科目（新課程適用者は「大学が独自に設定する科目」24単位以上、旧課程適用者は「教科又は教職に関する科目」を24単位以上）**を修得する必要があります。

教育学研究科が教職関係の科目として認定を受けている具体的な開講授業については、学生支援チームHP（<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>）に掲載されている「教育学研究科 教職課程認定科目一覧」を参照してください。

◆学校教育高度化専攻における専修免許状取得について

「学校教育高度化専攻」が開講している**科目の一部**については、東京大学のその他の専修免許状教職課程において共通して開設しておりますので、上記のとおり認定されている「小学校専修免許」「社会」「地理歴史」「公民」以外に、以下の教科の**専修免許状取得に必要となる単位に**、修得単位を**算入**することができます。

「国語」「数学」「理科」「保健体育」「保健」「情報」「農業」「**水産**」「工業」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」

なお、上記以外の教育学研究科開講の科目については、東京大学のその他の専修免許状課程において共通して開設しておりませんので、「社会」「地理歴史」「公民」「保健体育」「保健」の教科についてのみ、専修免許状取得に**必要となる単位に**、その修得単位を**算入**することができます。

◆修得単位の確認について

基本的にはご自身で成績表等により修得単位の確認をお願いしておりますが、多少のお時間をいただければ簡易に修得単位を判定することができますので、希望される方は学生証を持参のうえ、教育学部学生支援チーム窓口教職等担当宛てお尋ねください。